

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

新潟市

2. 構造改革特別区域の名称

新潟市国際創業特区

3. 構造改革特別区域の範囲

新潟市の全域

4. 構造改革特別区域の特性

新潟市は、明治の開港 5 港の一つに数えられるなど、古くから港を中心とした港湾都市として、日本国内はもとより日本海側の対岸諸外国とも文化的・経済的交流を積極的に行ってきた。

平成 19 年 4 月には、本州日本海側初の政令指定都市へ移行し、港湾・空港・高速道路など、恵まれた交通基盤を活かしながら環日本海地域における拠点都市として地域経済の更なる活性化を推進している。

そのうち、新潟空港は国内線 8 路線、国際線 7 路線が就航し、国内外の交流機能を果たしている。

また、新潟港は中国、韓国、ロシアに充実した定期航路を有し、世界有数のハブ港であるプサン港との間には週 5 便が就航している。平成 23 年 8 月には新潟港～ロシア・ザルビノ港～中国・琿春を結ぶ「日本海横断航路」が就航し、将来の市場規模拡大が見込まれる中国吉林省などを後背地に見据え、物流及び人流の重要な動脈となることが期待される。

本市は、これまでも北東アジア経済圏の形成を目的に「北東アジア経済発展国際会議」や「日露エネルギー・環境対話」などの国際会議を開催しているほか、中国北京市に「新潟市北京事務所」を開設するなど、北東アジア諸国との情報交換や企業誘致活動などを行っている。

近年では、平成 24 年 9 月に市内シンクタンクが中心となり、日本・ロシアの経済団体などと協力し、地域間ビジネスの活性化を目指した「日ロ地域間ビジネス推進協議会」が発足した。本市は協議会と連携し、ロシア側メンバーの企業・団体などからなる訪日団を受け入れるなど、市内企業とのビジネスマッチングや外資系企業等の誘致を積極的に支援している。

さらに、平成 26 年 1 月には新潟市の公益財団法人新潟市産業振興財団が、台湾の財団法人工業技術研究院との間で、当地域の企業とのビジネスマッチングの促進を目的とした覚書を交わし、経済交流の拡大に取り組んでいる。また、本市には韓国、ロシア、中国の各総領事館やフランス、モンゴルの名誉領事館が設置されるなど経済面において交流しやすい環境が整っている。

こうした本市のポテンシャルを活かし、外資系企業等誘致事業を展開しており、外資系企業等の進出によりもたらされる経済波及効果として、地域経済の活性化や国際化に果たす役割は非常に大きいと期待される。

5. 構造改革特別区域計画の意義

(1) 計画のねらい

1990 年代初めのバブル経済崩壊以降、大手企業はもとより、中小企業の海外進出に拍車がかかった。それに伴い、この 20 年程の間に全国各地で産業の空洞化現象が深刻化してきている。この海外進出状況を見ると大手企業の場合、多国籍企業としての世界戦略の一環として進出しているのが一般的であるが、中小企業の場合は生き残りをかけて海外に進出するという面が大きい。「経済のグローバル化」が叫ばれるようになって久しいが、国内事情だけを考慮して地域経済の振興を図ろうとしても、それだけでは産業の空洞化を止めることはできない。

したがって地方自治体として産業振興、雇用の確保の観点から対策を講じることが必要となる。

そうした中で、平成 18 年に「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」として、本市が設置する「にいがた e 起業館」（新潟市新事業創出支援施設）が特例措置を受ける施設として認定された。認定以後、外資系企業等の誘致活動に寄与してきたが、立地場所や固定された間取り並びに設備の陳腐化など、近年の創業ニーズに合わなくなってきたことから、平成 26 年 3 月末をもって運営を終了した。

これにともない、民間事業者が、インキュベーション施設として新設した「ジョブプレイス新潟駅南」の一部を助成の対象に新たに指定し、「新潟市国際創業特区」として認定された。

今回、当該施設を「プラーカ 3」の所有者が直接管理することとなったが、立地場所、施設設備等起業しやすい条件は整っているため、本市は当該施設を引き続き助成の対象に指定し、「新潟市国際創業特区」として特定しようとするものである。

本市は、こうしたソフトインフラを整備することにより、外資系企業等の進出を促進し、地域経済の活性化や国際化はもちろん、社会や文化、教育など多方面にわたり、直接・間接的波及効果を地域にもたらすことを期待するものである。

(2) 外資系企業誘致がもたらすもの

外資系企業等の誘致は、先に述べた産業の空洞化を抑止し、地域経済の活性化を図ることにあり、そのメリットは以下のとおりである。

① 雇用の確保

外資系企業等の進出は地域経済の活性化や雇用の創出に効果がある。

最近の傾向としてサービス業分野での日本への投資が増加傾向にあり、販売力の強化、事業拡大、サービスの向上等を理由に雇用を拡大しようとする外資系企業等が多くなると推測される。

② 技術・経営ノウハウの導入

外資系企業等の参入により、市内企業の競争力が強化されることが考えられる。品質・価格だけでなく、ブランド力・環境対応・サービスの違いなどからこれまでになかった考え方や商品が入ってくることで、競争を促進させる効果が生じる。更に、このような新たな技術や経営手法の導入により企業が発展し、優れた製品やサービスを消費者に提供できることで地域経済の活性化に繋がることが期待される。

6. 構造改革特別区域計画の目標

地域経済の活性化を図るためには、産業振興、雇用の確保といった観点から地域内の既存企業に頼るだけでなく、外資系企業等の誘致を促進し、新たな産業や雇用の創出を加速させる必要がある。

そのためには誘致や起業のための環境整備が不可欠であり、その手段として引き続き「新潟市国際創業特区」の認定を受けることにより、環日本海における拠点都市としての基盤をより強固なものにするとともに、外資系企業等を誘致するためのセールスポイントとして一層の活用を図るもの。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

新潟市では、平成16年度から積極的に外資系企業等の誘致に取り組んでおり、その一環として、同年10月には外国企業支店等の開設準備を行うビジネスマンへの在留資格付与（特例措置番号509）を内容とする構造改革特別区域計画を申請して同年12月に認定された。

なお、同特区は平成 17 年 9 月に全国展開され 11 月に認定の取消しが行われたが、新たに平成 18 年 3 月に国際創業特区として「にいがた e 起業館」を指定し外資系企業等の誘致に寄与してきた。

この間、本事業をセールスポイントとしながら、積極的に企業誘致活動を行ってきた結果、中国企業など 5 社（平成 18 年度以降分）が新潟市内において会社を設立するに至った。

しかし、これまで特例措置を受ける施設として認定されていた「にいがた e 起業館」は、立地場所及び固定された間取り並びに設備の陳腐化などのため、近年の創業ニーズと合わなくなることなどから、平成 26 年 3 月末をもって運営を終了することとした。

こうした中、「ジョブプレイス新潟南」を特例措置を受ける施設に指定することで、これまで以上に積極的な外資系企業等の誘致活動を展開し、地域内における雇用の創出や新たなビジネスチャンスの創出など、地域内経済のさらなる活性化を推進している。

今回の変更は、名称及び支援体制の変更であり、施設の性質そのものには変更がないため、引き続き同様の効果が期待できる。

8. 特定事業の名称

地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業

別紙 1

1. 特定事業の名称

5 1 2 地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

新潟市国際創業特区内における「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」に該当する、特区内に支店を開設又は勤務しようとする外国人

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画の認定後

4. 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

新潟市国際創業特区内における「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」に該当する、特区内に支店を開設又は勤務しようとする外国人

(2) 事業が行われる区域

新潟市の全域

(3) 事業の実施期間

特区認定の日から

(4) 事業により実現される行為

現在、新潟市では外資系企業等の誘致活動の一環として、「ジョブプレイス新潟南」を助成対象施設に指定しており、当該施設に進出の意向を示し、支店等開設準備を行う場合に、その準備等を行う外国企業の職員に対し、本邦における事業所としての拠点確保が確実であるとみなして、「企業内転勤」の在留資格に係る他の要件を満たすことを前提に、当該在留資格を付与している。今回、「プラーカ3」へ名称は変更となるが、その性質は、「ジョブプレイス新潟南」同様であり、立地場所等起業しやすい条件は整っているため、(下記(5)参照)引き続き特例措置を受ける対象施設として指定し、外国企業等が進出しやすい環境を確保するもの。

(5) 特例措置を受けようとする施設

①施設の名称

プラーカ3

②所在地

〒950-0917 新潟県新潟市中央区天神1丁目1番

③当該施設のうち、特例措置を受けようとする部分

2階 レンタルスペースB, C, D, E, F, G

④特例措置を受けようとする部分に係る

○所有者

新潟市中央区米山2丁目5番地1

木山産業株式会社 代表取締役社長 木山 光

○所有者の所有区分

ビル全部

○当該区分の入居状況

個室レンタルスペースBからGまでは全室空室。(平成26年12月末日現在)

○施設の確保に係る誓約書の有無等その他

当該施設は外資系企業等が事業所として利用する場合に、本市が助成の対象に指定している施設であり、外資系企業等の入居に当たり賃貸借契約を行う意志を記した誓約書を所有者から得ている。

⑤入居対象者その他必要な事項

特に定めなし

⑥支援内容

特例措置の指定を受ける部分は株式会社木山産業が新潟駅南地区において所有するレンタルオフィスである。本市は同社と連絡を密にとり、新たに同施設を利用する事業者に対して必要な情報を提供するなど、新規事業の立ち上げを支援している。

(6) 当該助成に関する情報

①名称

新潟市外資系企業等進出促進補助金交付要綱

②目的

市内に進出する外資系企業等に対し、新潟市外資系企業等進出促進補助金を交付し、外資系企業等の誘致を促進することにより、雇用の創出及び本市経済の活性化を図るもの。

③助成金交付の有無

有

概要：参考資料「新潟市外資系企業等進出促進補助金交付要綱（平成 27 年 4 月 1 日要綱改正予定）」のとおり

(7) 事業が開始されなかった場合の措置

当該外国人が本邦に入国後、3 ヶ月以内に事業を開始しない場合は、出入国管理及び難民認定法第 22 条の 4 に定める在留資格の取消しの対象となることから、本市は次のように対応する。当該外国人の所在を確認の上、速やかに入国管理局から指定された官署に報告し指示に基づき、当該外国人に対して帰国を求め、さらに、当該出張所の措置等により当該外国人が帰国することとなった場合においては、帰国旅費を調達するに必要な協力等、帰国するための協力を行う。なお、失踪した場合においては、速やかに当該出張所に報告し指示に基づき警察等の関係機関へも連絡する。

5. 当該規制の特例措置の内容

規制の特例措置に該当することを判断した根拠

- (1) 外国企業（地方公共団体において、事業の実施が確実に当該事業の実施が特区内の産業発展等に資すると認める外国企業に限る。）が本邦において事業を行う拠点となる当該特区内の事業所の確保を支援するため、当該外国企業に対して当該特区においてその事業の用に供する施設を助成の対象として指定し又は地方公共団体等が転貸するための必要な措置が講じられていること。

新潟市では「新潟市外資系企業等進出促進補助金交付要綱」第 4 条第 2 項において「プラーカ 3 2 階 レンタルスペース B, C, D, E, F, G」の部分を助成の対象として指定している。

併せて同要綱中の別記様式第 3 号の中で助成の対象となる事業所名、所在地等を助成の対象として指定することとしている。

本市は、これまで外資系企業等の誘致活動を展開しているが、1 社でも多くの有望な投資関心企業を発掘することを目的に、中国、韓国、ロシアにおいて「新潟市投資環境説明会」を開催してきたほか、他団体と連携して、新潟での商談や投資を検討しているビジネスマンを招聘している。

今後も、定期的に、新潟市内のパートナー候補企業の紹介や市場調査、専門家紹介などの支援を行うなど、国内外での企業誘致活動を引き続き展開する予定である。この他、ホームページなどによる広報を通じて助成又は事業所の提供を希望する外国企業を引き続き募集することとしている。

なお、5 の（5）に記載のとおり特定する施設の所有者から外国法人に対して当

該施設につき賃貸借契約を行う意思を記した誓約書を得ている。あわせて、外資系企業等が賃貸借契約を行った場合の契約書の写しは5の(6)に記載のとおり本市へ提出させ速やかに入国管理局から指定された官署に提出するほか、事業計画及び商業登記事項証明書(全部事項証明書)等についても5の(7)に記載のとおり提出を求め、地方入国管理局に報告を行うこととしている。

誘致対象企業が進出し、貿易拠点又は製造拠点として事業展開することにより現在の厳しい経済状況の中、本市においては雇用の創出が期待できるとともに、市内に所在する既存の企業との取引の活発化や独自の経営ノウハウによる新たな事業の展開が見込まれるなど既存の企業に与える影響は大きく、地域産業の発展に資するものとする。

以上のことから、事業の用に供する施設を提供するための必要な措置が講じられているものと判断した。

- (2) 当該特区において、投資活動を行う外国企業が相当程度集積するものと見込まれること。

新潟市では外資系企業等の誘致を促進するため構造改革特別区域計画「4. 構造改革特別区域の特性」に記載の事業を展開しているが、取り組みの成果もあって、これまで中国企業など5社(平成18年度以降分)が新潟市内において会社を設立するに至った。

今回、指定する施設は、企業のニーズに合わせた柔軟な支援を行うことが可能となっており、一層積極的に企業誘致活動を行うことができる。今後はその優位性をセールスポイントとしながら既に新潟市へ進出した外資系企業等からの情報提供などを通して更なる企業誘致に繋げていきたい。

また、本市には各専門家によるアドバイザー支援制度があり、本市への進出を検討している外資系企業等の法律、税務、不動産等の諸課題等に対応する環境が整っている。これらのことから、今後も外資系企業等の集積が見込めるものと判断した。

- (3) 当該特区において外国企業が集積することにより、当該外国企業が実施する事業が属する分野の産業の発展が相当程度見込まれること。

新潟市の産業の特色は食料品分野の集積にある。

平成24年度に経済産業省が実施した「工業統計調査」によると、本市において「食料品製造業」は製造品出荷額等が22.3%(1位、約2,310億円)、事業所数が20.9%(1位、229件)、従業員数が33.0%(1位、11,992人)といずれも上位を占めている(表5-1)。

表 5-1 新潟市の工業統計

産業中分類	事業所数	割合	従業員数	割合	(単位：件、人、万円)	
					年間製造品出荷額等	割合
食料品製造業	229	20.9%	11,992	33.0%	23,104,031	22.3%
パルプ・紙・紙加工品製造業	23	2.1%	1,442	4.0%	14,558,711	14.0%
金属製品製造業	167	15.2%	4,608	12.7%	10,353,764	10.0%
化学工業	16	1.5%	1,439	4.0%	19,933,003	19.2%
輸送用機械器具製造業	60	5.5%	2,836	7.8%	5,860,328	5.7%
その他	603	54.8%	14,059	38.5%	29,903,021	28.8%
合 計	1,098	100.0%	36,376	100.0%	103,712,858	100.0%

(出所) 平成 24 年工業統計調査

平成 19 年度に経済産業省が実施した「商業統計調査」によると、本市における「飲食料品卸売業」は年間商品販売額が 24.0% (2 位, 約 6,321 億円)、事業所数が 21.2% (3 位, 617 件)、従業者数が 24.1% (2 位, 7,040 人)、「飲食料品小売業」においては年間商品販売額が 29.7% (1 位, 約 2,808 億円)、事業所数が 33.4% (1 位, 2,620 件)、従業者数が 38.9% (1 位, 20,250 人) となっておりいずれも上位を占めている (表 5-2)。

表 5-2 新潟市の商業統計

産業中分類	事業所数	割合	従業員数	割合	(単位：件、人、百万円)		
					年間商品販売額等	割合	
卸売業	各種商品卸売業	10	0.3%	92	0.3%	12,573	0.5%
	繊維・衣服等卸売業	90	3.1%	744	2.5%	21,147	0.8%
	飲食料品卸売業	617	21.2%	7,040	24.1%	632,088	24.0%
	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	734	25.3%	6,492	22.2%	859,541	32.7%
	機械器具卸売業	849	29.2%	8,092	27.7%	524,165	19.9%
	その他の卸売業	605	20.9%	6,752	23.2%	581,489	22.1%
	合 計	2,905	100.0%	29,212	100.0%	2,631,003	100.0%
小売業	各種商品小売業	34	0.4%	3,887	7.5%	113,298	12.0%
	織物・衣服・身の回り品小売業	1,232	15.7%	5,187	10.0%	71,495	7.6%
	飲食料品小売業	2,620	33.4%	20,250	38.9%	280,823	29.7%
	自動車・自転車小売業	633	8.1%	4,437	8.5%	125,092	13.3%
	家具・じゅう器・家庭用機械器具小売業	763	9.7%	3,173	6.1%	67,780	7.2%
	その他の小売業	2,572	32.7%	15,161	29.0%	282,475	30.2%
	合 計	7,854	100.0%	52,095	100.0%	940,963	100.0%

(出所) 平成 19 年商業統計調査

以上のように、従来から食料品分野の産業が集積していることに加え、平成 26 年 3 月に「国家戦略特区」の指定を受けたことにより、農業を核とした食関連産業の更なる発展が見込まれている。今後は、食料品の輸出入等を中心にビジネスプランを検討している外国企業の進出が期待できる。

併せて、「日ロ地域間ビジネス推進協議会」や台湾の「財団法人工業技術研究院」などのネットワークを活用しながら食料品分野のみならず、機械器具、建築材料など幅広い分野での企業誘致を目指している。

今後も、誘致活動の展開により企業進出が更に促進されれば、本市に所在する既存の企業に与える影響は大きく、当該産業分野の一層の発展が期待できる。

(4) 賃貸借が可能である施設が存在していること（ただし、居住することを前提とした施設等、事業所として継続的に事業を行っていくことが不適切であるものは除く。）。

本市が助成の対象として指定する部分は、現在全室が空室となっているため賃貸借が可能である。（平成 26 年 12 月末日現在）

(5) 地方公共団体が当該施設を事業拠点として指定する場合には、あらかじめ、当該施設の所有者及び外国法人から、当該施設につき賃貸借契約を行う意思を記した誓約書等を地方公共団体に提出させること。

当該施設は、外資系企業等が事業所として利用する場合に本市が助成の対象として指定している施設であり、外資系企業等の入居に当たっては、賃貸借契約を行う意思を記した誓約書を所有者から得ている。

なお、外資系企業等からの誓約書については、「規制の特例措置を受ける主体の特定状況」を添付して省略する。

(6) 本邦に入国後、当該賃貸借契約を行った場合には、当該外国企業は、速やかに地方公共団体を通じて契約書の写しを地方入国管理局へ提出すること。また、指定された施設を使用しない場合、又は使用することができなくなった場合においては、地方公共団体において代替となる施設を斡旋する等、事業所の創設を確実に担保することが可能となるような措置を講ずること。

当該企業が、当該賃貸借契約を行った場合には、新潟市へ「事務所賃借契約書の写し」を提出させ、本市から速やかに入国管理局から指定された官署に提出する。

なお、指定された施設を使用しない場合、又は使用することができなくなった場合における措置については、下記の賃貸ビルのいずれかを斡旋できるようにビル所有者から承諾を得ている。

賃貸ビル 1：「木山第 3 ビル」新潟市中央区米山 2 丁目 4 番地 1

賃貸ビル 2：「木山第 17 ビル」新潟市中央区明石 1 丁目 6 番 6 号

- (7) 本邦に入国後，3 か月以内に事業所を設けて事業を開始することとし，地方公共団体は，当該事業の開始後1週間以内に地方入国管理局に報告を行うこと。

本市は，外資系企業等に対して本邦に入国後，3 か月以内に事業所を設けて事業を開始するよう求めることとし，開始後1週間以内に当該企業より提出された商業登記事項証明書（全部事項証明書）等を添付した書面を地方入国管理局へ報告する。

- (8) 当該期間内に事業を開始しない場合は，地方公共団体は，当該外国人の所在を確認の上，速やかに地方入国管理局に報告するとともに，当該外国人に対して帰国を求め，さらに，当該地方入国管理局の措置等により当該外国人が帰国することとなった場合においては，帰国旅費を調達するに必要な協力等，帰国するための協力を行うこと。

「4. 特定事業の内容 (7) 事業が開始されなかった場合の措置」参照。